

田布施町総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、本町の教育行政の推進を図るため、田布施町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 会議は、町長及び田布施町教育委員会（以下「教育委員会」という。）をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、町長が招集し、会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うにあたって必要があると認めるときは、関係者や学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(会議録)

第7条 町長は、会議の終了後、その会議録を作成し、これを公表するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務企画課において処理する。ただし、町長は会議に関する事務の一部を教育長に補助執行させることができる。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年2月24日から施行する。